

【講演録】

第15回広島大学ホームカミングデー企画 法科大学院講演会  
「法曹に求められるもの-裁判官としての経験を踏まえて-」

小久保 孝 雄

令和3年11月7日(日)に、第15回広島大学ホームカミングデー企画(法科大学院講演会)「法曹に求められるもの-裁判官としての経験を踏まえて-」として、東千田未来創生センターにおいて、京都大学大学院法学研究科教授であり、元高松高等裁判所長官の小久保孝雄氏を講師に迎え、講演会を開催しました。

本稿は、当日のテープ録音をもとに、その概要を報告するものです。(講演後に引き続き行われたフロアとの質疑応答については、紙幅の関係上、省略させていただきました。)

【秋野成人広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻長 挨拶】

皆さん、こんにちは。広島大学法科大学院の秋野と申します。一言ご挨拶をさせていただきます。

第15回広島大学ホームカミングデーにお越しいただきまして、誠にありがとうございます。今回は新型コロナウイルス感染拡大状況が急速に鎮静化しましたので、全学的に対面での実施が可能となりました。しかしながら、まだまだ感染のリスクがございますので、本学の行動指針に基づいた感染防止対策へのご協力をお願い申し上げます。

それでは、広島大学ホームカミングデーについてご説明します。ホームカ

ミングデーは、広島大学及び広島大学校友会が主催し、東広島、霞、東千田の3つのキャンパスで開催されています。

このホームカミングデーの趣旨は2つございます。1つは、広島大学とご縁のあった卒業生、修了生、また元教職員の方々が、現在ご縁がある在学生の方々とともに、かつての学び舎に集まって旧交を温めていただくということです。

本日、ご講演を賜ります京都大学大学院法学研究科教授、小久保孝雄先生も本学のOBでいらっしゃいます。OBの方々には、変わりつつあるなか、母校、町並み等懐かしんでいただいて、また、楽しんでいただけたらと思います。

次に、地域の皆様との交流という点があります。広島大学のこの1年間の動きを知っていただき、本学へのご理解を深めていただきたいということです。広島大学は地域のさらなる進展を得るために一緒に歩いていくということを考えております。

では、広島大学の現況について報告させていただきます。

現在、広島大学は、研究総合大学として世界のトップレベルの研究分野を創出しようと考えており、大学院を再編しております。学問領域の融合化を図るとするのが再編の趣旨です。複雑で不透明な現代社会において、科学の発達が我々の生活を便利にするというところではありますが、同時に、新たな問題や、深刻な課題というものも生じさせています。これが学問、あるいは研究の目指すところでないとすれば、これまでの研究、教育といったものに何か足りないところがあるのではないかと、この疑問に回答する上では、自然科学、社会科学、人文科学との融合による研究教育の進化というものが必要になってくる、広島大学は、その進化を目指しているところです。

さらにこの東千田キャンパスについてです。皆様、今年の6月25日付の中国新聞の報道を見て驚かれたのではないかと思います。法学部と大学院人間社会科学研究科・人文社会科学専攻の法学・政治学プログラムが28年ぶりに東広島からこの東千田キャンパスに移転してまいります。新たに約600名の

学生が、2023年4月からこの地で授業を受け、教育・研究に邁進していくということになります。

この移転の趣旨です。東千田キャンパスを、「法曹養成を核とした人文社会科学系の新たな拠点」として整備していこうと考えております。この法曹養成拠点としては、本年4月から文部科学大臣の認可を得た、法学部と法科大学院との連携による5年一貫型の法曹コースでの教育を、より強化・充実させていくことが中核になります。

それと同時に、リカレント教育、さらには社会人教育、また、学生・留学生と市民や企業、あるいは行政との交流の場を設定するなどして、いわゆるディープアクティブラーニングと言われているものを、この地で実現していきたいと思えます。学生が積極的に、主体的に参加していただくだけではなく、主体的、積極的な参加の中で、より深く学習するために自分で考え、選択をし、さらに何かをつくり出していくことに教育の目的を持ち、それぞれがそういうものの考え方や価値判断が自分でできる、そういう人材に育てていこうと考えているところです。

本日の小久保先生のご講演も、この法曹養成拠点を形成するという目的との関係での活動の一環としてお願いしております。この講演が、皆様に実りの多きものとなりますことをお祈り申し上げますとともに、今後とも広島大学へのご理解、ご支援のほど、お願い申し上げます。

これをもって挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 【東千田地区支援室長 講師紹介】

それでは、小久保孝雄先生について、ご紹介させていただきます。

小久保先生は、1975年3月に広島大学政経学部をご卒業、1979年3月に広島大学大学院法学研究科を修了されました。その後、司法試験に合格、裁判官に任官され、大阪地方裁判所や東京地方裁判所等の判事を歴任されました。また、司法研修所教官や裁判所職員総合研修所長も経験されていらっしゃる。

ます。

2016年5月から2017年8月のご退官までは、高松高等裁判所長官をお務めされました。

また、ご退官後には、2018年3月まで広島大学大学院法務研究科の顧問教授をご担当いただき、2018年4月からは、京都大学大学院法学研究科の教授として、法曹養成教育に携わっていらっしゃいます。

今回の講演会では、法曹の職務遂行に必要とされる資質や心構えについて、裁判官としての長年のご経験を踏まえ、ご講演いただきます

それでは、小久保先生、よろしくお願いいいたします。

#### 【小久保孝雄氏のご講演】

はじめに（自己紹介など）

#### 第1 司法制度改革と法曹養成制度

- 1 司法制度改革と3本の柱
- 2 人的基盤の拡充
- 3 法曹養成制度の改革

#### 第2 法曹の職分の特質—裁判官を例にとって

- 1 裁判とは
- 2 法曹の仕事の対象は人と社会
- 3 裁定する仕事
  - (1) 裁定者としての倫理が必要不可欠
  - (2) 恐ろしい仕事

#### 第3 判断者としての基本的な姿勢

- 1 こころざし 志
- 2 廉潔
- 3 公平・中立
- 4 独立

#### 第4 適正・迅速に判断するために必要な事柄

- 1 総論
  - (1) 基本的な法的素養

- (2) 法曹として必要な専門的・実務的技量(技術力)
  - (3) 判断する力
  - (4) 訴訟をリードする統率力(手続運営能力)
  - (5) 紛争解決に対する熱意
- 2 各論
- (1) バランス感覚
  - (2) 広い視野で物事を見ること
  - (3) 柔軟性・柔らかな心
  - (4) 聞く力と伝える力, 共感力, 誘<sup>いざな</sup>う力
  - (5) 気力・情熱
  - (6) 協働する力

おわりに一法曹を志す皆さんに伝えておきたいこと

- 1 国民から期待される法曹の役割
- 2 専門家としての矜持
- 3 筋を通す, 名を惜しむ
- 4 不断の修練

本講演で配付したレジュメを一部加除・修正した上で、本稿の末尾に掲記します。本稿では「レジュメ」と表記して引用します。また、レジュメ末尾に参考文献を掲載しております。本講演にあたり、これらの参考文献から多くの示唆をいただきました。各文献のご教示に対して感謝申し上げます。

## はじめに

皆さん、こんにちは。現在、京都大学大学院法学研究科で仕事をさせていただいております小久保孝雄と申します。私は、ただいまご紹介いただきましたとおり広島大学の出身でございまして、当時の政経学部を卒業後、大学院法学研究科に進学し、その修了後に裁判官に任官させていただきました。

私の裁判官としての経験は約36年間です。裁判事務としては民事裁判官としての経験が大体四半世紀、約25年間です。そのほかは刑事裁判官の経験が5年ほどあります。裁判事務以外では、司法研修所で4年間民事裁判の教官を、また、裁判所職員総合研修所の所長や京都地方裁判所所長、そして高松高

等裁判所長官など司法行政を担当したこともあります。

さて、本日の講演は「法曹に求められるもの-裁判官としての経験を踏まえて-」という題名になっております。私は裁判官在官中に比較的長期間、司法修習生の教育に携わってまいりました。先ほどお話した司法研修所の教官のほか、大阪地方裁判所民事部の裁判長を約11年間務めた際に、その半分の5年ほどの期間は、実務修習で大阪地裁に配属された司法修習生の指導官を担当しておりました。そのような職分を果たす中で、私は司法修習生に対し、どういう法律家になってほしいかという話をしてきたのですが、通常、「技術力」、「熱意」、「倫理」の三つに分けて説明しておりました。

一つ目の「技術力」ですが、そもそも法的知識が不十分な方に法律家の仕事をしてほしいですね。「技術力」が必要だということは、当然の前提です。

二つ目に「熱意」が必要です。紛争を解決するにあたって、この紛争は自分が解決するという熱意がない人は、どんなに技術力があっても駄目であると、このように伝えてきました。

しかし、実はもう一つ忘れてはいけないことがあって、これが三つめの「倫理」というものです。

本日の講演は、法曹には煎じ詰めれば、「技術力」、「熱意」、「倫理」の三つが必要だということについて、改めて自分なりに整理してみたことを皆さんにお伝えできればと思っています。とりわけ、「倫理」がなぜ必要かということが重要です。技術力が高く熱意があれば必要十分ではないかと思いがちですが、他人の紛争に関わるということは、弁護士の職分でいうと、勝てればいいというものではないと思います。勝ち方こそが大切です。そのことを私なりの言葉で少し詳しくお話してみたいと思っています。

なお、私は裁判官でしたが、刑事事件の経験は5年ほどしかありません。そして残念ながら家庭裁判所で勤務した経験もありません。そこで、本日の私の話は民事紛争を解決する役割を担った裁判官（民事裁判官）を念頭にお

いたものとなります。

## 第1 司法制度改革と法曹養成制度

法曹を育てるという場合の原点に当たる考え方が示されたのは、1999年から始まった平成の司法制度改革です。まず、平成の司法制度改革と法曹養成制度についてお話ししたいと思います(レジュメ第1の1ないし3)。

### 1 司法制度改革と3本の柱

皆さんは「法化社会」という言葉を聞いたことはありませんでしょうか。日本では、規制緩和がされて、事前規制社会から事後的救済社会になったといわれます。その本質的な意味は何かといいますと、裁判所の役割が大きくなった、すなわち、司法裁判所が法規(規範)に照らして最終的な判断をすることによって、紛争解決をするということを徹底するという方向づけがなされたということです。こういう社会のことを「法化社会」といつているわけですが、そこでは、国民の権利意識が高まったことによって、旧来の閉鎖的な共同体内部の調整原理が機能不全に陥ったという指摘がされ、また、その当時の司法制度が「法化社会」にふさわしい機能を十分に果たせていないのではないかという問題意識の下、司法がその機能を十分に果たせるような制度設計をすべきだ、ということになり、それが1999年に始まった平成の司法制度改革だったわけです。

平成の司法制度改革においては、まず「司法制度改革審議会」が設置されて、そこでの議論の結果が「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月)としてまとめられました。その意見書の中で、司法制度改革の3本柱として、制度的基盤の整備、国民の司法参加、人的基盤の拡充があげられています。制度的基盤の整備というのは、要するに使い勝手の悪かった、あるいは制度として不十分であった民事裁判、刑事裁判などの諸制度をより使い勝手のいいものに改革しようということであり、国民の司法参加という柱においては、皆さんに一番なじみが深いものとして、例えば、裁判員裁判のように直接国

民の皆さんが裁判官と共に一定の刑事事件についての裁判手続に参加するという新たなシステムの構築が提言されました。今日お話しするのは、最後の人的基盤の拡充の話になります。

## 2 人的基盤の拡充

レジュメの第1の2をご覧ください。これは「司法制度改革審議会意見書」から引用したのですが、ここに記載していることは、本日のお話の出発点でもあり、到達点でもあります。皆さん、レジュメの記載を目で追って見てください。まず、「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」と述べています。そして、司法制度を抜本的に改革した場合において、実際にその制度を担う人的基盤が整備されていなければ、新たな制度はその機能を十分に果たすことができないこと、法化社会を支えるインフラが司法制度ですが、ここでは、法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想され、プロフェッションとしての法曹の質と量を大幅に拡充する必要がある、ということが述べられています。このうち、本日のお話に関連する法曹の「質」の点について、21世紀の司法を担う法曹に必要な基本的資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質」があげられています。そして、それ以外に、「社会や人間関係に関する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」としています。

## 3 法曹養成制度改革

さて、このような高い質を備えた法曹を養成する際の改革のポイント（キーワード）は、「点」ではなく、「プロセス」としての法曹養成だと言われています。平成の司法制度改革以前の法曹の養成方法ですが、司法試験に合格しさえすれば、司法修習という特別な研修過程を経て法律家の資格が取得できるというものでした。いわば、司法試験という「点」でのみ人を選抜していたのです。しかし、これでは必ずしも質の高い法曹を養成することはできないとして、法科大学院、司法修習、そして現場のOJTという過程（プロセス）

を通じて法曹を養成するという仕組みが考えられたわけです。「プロセス」という言葉は新たな法曹養成制度のキーワードの一つです。

そこで、法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院という仕組みを新たに構築して、ここでしっかりとした法曹教育を行い、法科大学院を修了した者が司法試験を受験し、これに合格した者が司法修習を受け、さらに最終試験(二回試験)を受けて、これに合格した者が晴れて法曹資格を取得できることとし、さらに引き続き、現場のOJTを通じて継続して人の養成をするということが考えられたのです。このように、法科大学院、司法修習、現場のOJTという一連のプロセスが一体となって法曹を養成するという仕組みによって法曹の質を確保することとしたのです。

## 第2 法曹の職分の特質—裁判官を例にとって

ここでは、法曹に求められる資質を議論する前提として、そもそも法曹という職分はどのような特質を持っているかについて、主として裁判官を念頭において、見ておくことにします。

### 1 裁判とは

レジュメ第2の1に記載したとおり、裁判とは、「法と証拠により認定できる事実に基づき、公正な手続きによって判断をする職務」です。本日は時間の関係もあって、この意味するところを詳細に説明することはできません。興味をお持ちの方は、参考文献8の184頁以下を参照してください。「法」、「証拠によって認定できる事実」、そして「公正な手続」によって判断する、これが法曹の職務の内容ですが、その特質がどの点にあるかといいますと、第一に、他人の紛争に第三者として関わるということです。そして、裁判官の場合、第三者としての関わり方は「裁定をする」という関わり方をするということです。

紛争解決に関わる職分は、国民の生命、身体、財産、あるいは運命にまで直接関わる影響の大きな仕事です(レジュメ第2の1)。これは我々法曹が自

らの職責について常にそのように意識していますし、恐らく国民の皆さんもそう思っておられるところと思います。

## 2 法曹の仕事の対象は人と社会

第二に、法曹の仕事の対象について考えてみたいと思います。法曹の仕事の対象は人と社会です。人と社会というのは、それ自体が複雑極まりないものです。しかも、法曹の仕事の対象はこの複雑極まりない場所を舞台として生じた紛争であって、法曹はこれを解決するという職分を担っています。本当に難しい職分だと思います。そうだから、とりわけ裁判官は「複雑で困難な判断と（当事者を）説得できる資質と能力」が必要であり、また「人間に対する深い理解と洞察力」が必要であるという整理になると思います（レジュメ第2の2）。法律の勉強だけすれば事足りるという仕事であれば、ある意味、楽だとは思いますが、後ほど説明させていただきますとおり、いわゆる法的三段論法などの法技術を理解しただけで、何かを生み出せるという職分ではありません。

## 3 裁定する仕事

### (1) 裁定者としての倫理が必要不可欠

裁判という仕事の本質は、裁定をするという職分です。他人の紛争に裁定者として関わりますから、裁定者の立場にある人には倫理が必要不可欠になるということです。私は民間の団体が運営されているADR（裁判外紛争解決機関）の調停員の方に対する研修会で話をする機会がありますが、ADRの調停員は司法書士や公認会計士、土地家屋調査士などの士業の方が担当されていることが多いのです。これら士業の皆さんが平素ご自分の依頼者に対し、専門家としての矜持を持って仕事をされているのは間違いないことだと思います。しかし、ADRの調停員という立場になると、「専門家としての矜持があるというだけでは足りませんよ、他人に紛争に中立者として関わる立場の人が持つべき倫理観が必要ですよ。」と常々申し上げているわけです。それは、民事訴訟事件の裁定者である裁判官が備えなければならない「倫理観」と共

通するものです。このような裁定者としての倫理観については「第3 判断者としての基本的な姿勢」の項で詳しくお話しします。

## (2) 恐ろしい仕事

この点は裁判官が一番留意していることの一つです。本日の講演では、この「恐ろしい仕事」という表現は、後ほどもう1か所出てきますが、いずれも重要なポイントだと考えています。

ここでは、まず、レジュメ第2の3(2)の一つめの「・」を見てください。「人間形成に最も危険な職業と言ひしを君等は解せりや否や」とあります。この「君等」というのは裁判官(判事補)のことを指しています。すなわち裁判官の仕事は人間形成に最も危険な仕事と言われていることを、君ら判事補は分かっているかということです。これは当時最高裁判所の人事局長の職にあった鈴木忠一判事の言葉ですが、その意味を説明したのが二つめの「・」の部分です。

「君たちは人間としての成長という点からすると最も危険な職業を選んだ。何が危険かという点、裁判官は人のことを批判するのが仕事だが」、そのこと自体が恐ろしいことであると指摘されているわけです。批判に慣れた者は、自分が偉いと自然に思ってしまう。これが恐ろしいことであると。さらに、裁判というものは、仮に間違った裁判をしたとしても、当事者の半分、つまり勝ったほうは褒めてくれる。この点でも恐ろしいことであると。

そして、これにさらにもう一点、私なりに付け加えますと、裁判官は、自分の認定・判断したことが客観的に正しかったかどうかは検証できない職分だということがあげられると思います。つまり、民事裁判でいうと、裁判所に出てくる証拠には制約がありますし、審理方法についても制約がある中で、一定の時間内に一定の結論を出すという職分であって、そもそも裁判は事件(紛争)を神様の目で見ることができる仕組みにはなっていないのです。神ならぬ身の裁判官は、自分の判断が客観的に正しいかどうかを検証する手立てをもたず、常に間違っているかもしれないと思いながら前に進まざるを得な

い職分です。だから、このような意味でも「恐ろしい仕事」というほかありません。

裁判官は、裁定者のもつこのような恐ろしい、危険な側面を十分に自覚しておかないと、成長できなくなるのではないかと、鈴木判事は新任判事補に対し忠告されたものです。

というわけで、法律家の仕事、とりわけ裁判官の仕事というのは、対象も難しければ、判断も難しい、さらには仕事の性格上そもそも「恐ろしい」ともいべき特質を持っており、それを自覚しておかなければならない職分といえることができます。

そこで、これら裁判官の職分の特徴を念頭においた上で、裁定者としての基本的な姿勢はどうあるべきかについて話を進めます。以下では裁定者として備えるべき基本的な倫理は何かということを私なりに整理したものです。

### 第3 判断者としての基本的な姿勢

裁定者である裁判官の基本的な資質について、結論として「裁判官は、最終的な判断者であり、その判断は公権力によって実現される。したがって、裁判官には、他の法曹にも増して、厳格な中立性、公平性が要求され、高度な独立性、廉潔性、品位の保持が求められる」(レジュメ第3の冒頭の記載)ということは異論のないところかと思えます。

レジュメ「第3 判断者としての基本的な姿勢」をご覧ください。「志」,「廉潔」,「公平・中立」,「独立」と、四つの視点で整理してみました。レジュメ第3の冒頭に参考文献として拙稿(参考文献7)をあげております。本日のお話はこの拙稿と重複する部分があることをあらかじめお断りしてきます。

#### 1 こころざし 志

「志」については、川口富男先生に倣いレジュメに「公正で正しい裁判を實踐するという強い意思」(参考文献4, 33頁)と記載しました。裁判官は執務に関して、公正で正しい裁判を實踐するという強い意思を持っていなければ

ばなりません。裁定者というのは個別の事件で、その個別の事件の当事者の人生を背負うからです。しかし、ここでいう「志」の意味はそれにとどまらないと思います。個別の事件で正しい裁判をすることは、すなわち、裁判一般の信頼を保持することに繋がります。逆に裁判というものが信頼されているから、個別の裁判が通用性をもつことにもなります。だから、「志」というのは、常に正しい裁判をして、裁判自体の信頼を保持し続けることが裁判制度の生命である、という信念を持つことだと思います。「志」に込められた意味は個別の事件のことをいうだけではなく、裁判自体の信頼の問題に繋がります。

なお、ここで引用させていただいた川口先生の『裁判の心 調停のころ』(参考文献4)を拝読させていただきますと、確かに裁判官の思考方法や精神はこういうものだと感じさせる指摘が多々あります。この講演の中でも随所で参考にさせていただいております。

## 2 廉潔

廉潔については、もし公平とか中立というのが裁判の本質だとしたら、これは裁判を支える背骨のようなものだと思います。

廉潔をめぐるエピソードについては、いろいろな機会に話してきたところです。前述の拙稿の繰り返しになりますが、本日は私の話を聞かれるのが初めての方がたくさんおられると思いますので、改めてお話することにいたします。

この話は、私が裁判官に任官して25年ぐらいたった頃のことです。当時、私は大阪地裁民事部の裁判長として調停事件を中心に担当する部に属しておりました。アジアのある国の法曹関係者の方々が、その国に調停制度を導入したいということで、日本では調停制度がうまく機能しているようだから、調停制度の内容や調停の具体的な運用の状況を説明してほしいというオーダーがあったわけです。そこで、大阪地裁で調停事件を専門に担当する部の裁判長である私が日本の調停制度が機能しているゆえんなどを説明したわけです。

よく、日本の国民というのは和の精神に富んでいることから話し合いが成功するのだと言われる方がおられるのですが、日本でも例えば相続財産の帰属がもめると徹底的に争うのが人というものであって、和の精神があるから調停ができますという理由では説明できるものではない、というのが大方の実務経験のある方々の実感かと思います。

そこで私は、まずは、制度の仕組みや背景の側面から、次に、技術的な側面から、整理して説明してみました。

最初の点は、例えば、実体法が整備されていること、手続法が整備されていること、判例法が整備されていること、法曹養成制度が養成課程では統一されていることなどの法的なインフラが整っていることをあげることができます。実体法があったり、手続法があったり、法曹養成制度が統一されているということと、調停（話し合い）制度が機能していることがどのように結びつくのか、一見わかりにくいように思われるかもしれませんが、調停の中で話し合いが成立する最も大きな理由は、目の前にある紛争に対して、どんな証拠があつたら、通常どのような結論が出るかという事件の見通しが立つことだと思います。結論に対する見通しが立つからこそ、これを念頭において説得活動ができる。説得を受ける側も、なるほど、事件の見立てというものが合理的に理解できる。その理解ができれば、合理的な人、損得勘定ができる人はきちんと話し合いができるというわけです。このようにインフラの整備は事件の見通しを立てられるようになるための前提となる役割を担っているのです。

アジアの国では、インフラの整備ができていない国がたくさんあります。だから、まずは上記のような意味でのインフラの整備が必要であるという説明をしました。

次に、技術的側面として次のような説明をしました。「インフラが整備できただけでは十分ではありません。話し合いが成功するために有効と思われる技法があります。」として、「交互面接」の技法について説明したのです。「交

互面接」の技法とは、紛争当事者から事情聴取をする際に両当事者の対席ではなく、個別に事情聴取をするという方法です。なぜ、これが有効な技法になるかという点、両当事者を対席させて事情を聴くと、双方が相手方の前ではなかなか本音の話をしないのです。だから「交互面接」の技法を取り入れることにより早期に紛争当事者の本音を聞き取り、当該紛争の落としどころを見つけ出すというわけです。

ところが、この話をそのアジアの国の方々にすると、彼らは紛争当事者を交互に面接することは絶対にできない。国民がそのようなことを認めるわけがないというのです。さて、皆さん、その国の方々がこのような発言するのはなぜだと思われませんか。

そのアジアのある国では紛争当事者を個別に事情聴取すると、裁判官が相手の目の届かないところで賄賂をもらってしまうということらしいのです。しかも国民があまねく裁判官がそのような賄賂をもらってしまうと信じていますから、交互面接の方法は絶対に採用できないということのようでした。

翻って、日本ではどうでしょうか。裁判官が当事者を個別に面接したからといって、一体誰が裁判官が賄賂を受け取ると思うのでしょうか。そのようなことを不安に思う国民は皆無だと思えます。我々が水や空気のようにその場にあることが当たり前だと思っていること－裁判官が賄賂をもらって判断をねじ曲げることは絶対にないということ－がその国では全く当たり前のことではなかったということに気づいた瞬間でした。

このことがあって以来、私は若い裁判官に「このような国民からの裁判所に対する信頼が、我々が仕事をする上で当然の前提になっていること、それゆえ、我々はそのような環境にあることを感謝して職務に励まなければならないこと」を強調して説くようにしています。このような「廉潔性」は裁判所の「不易」の一つです。私は裁判所が国民から一般的に信頼されていることについて、裁判官としていつもありがたく思ってきました。そして「公平・中立な態度」というのも裁判所の不易の一つで、中身だけでなく外観も含め

て公平・中立であることが、常に我々が意識しなければならないことです。

「廉潔」の精神、私にとってこれはあまりにも当たり前過ぎることだったので、私はそれまで日々裁判を担当する中で「廉潔」について全く意識したことがありませんでした。裁判官を四半世紀やった後、彼の国の方々と問答する中で、初めて、これが我々が担当させていただいている裁判の特質そのものだと思い至ったわけです。

「廉潔」というのは、裁判が信頼されるための前提条件です。裁判の背骨に当たると表現したゆえんです。私は、日本では裁判官が「廉潔」であることを疑われることはないと思っております。

前述の拙稿の中でも触れましたが、私は、若手の裁判官に対して話をする際に、「このような廉潔の精神はここにいる我々がつくったものでしょうか。」と問いかけることにしていました。それはここにいる我々がつくったものではなく、我々が裁判官として任官する前、100年以上の歴史を持っている日本の司法裁判所を支えた先輩たちが裁判に対する真摯な振る舞いをもって営々として築き上げてきたもので、我々に伝えてきてくれたものなのです。だから、我々は先人から引き継いだ「廉潔」の精神を、きちんと次の世代に伝えるということが裁判官の職分の中に含まれている。裁判をきちんとするというはそのような精神面も含めて、伝承していくことが大切だと伝えるようにしていました。

「お茶問題」というのがあります。裁判官が裁判所外での活動をするものとして、現地の土地や建物を見聞に出かけることがあります。検証という手続きです。現地に出かけますと、当事者の皆さんが裁判所に気を遣ってくださり、例えばペットボトルのお茶を用意してくださることもあります。さて、裁判官が当事者が準備したペットボトルのお茶を飲むことに何か問題がありますでしょうかという問題です。ある陪席裁判官が、「ペットボトルのお茶程度のものはその値段から見ても儀礼的なものといえると思うので飲んでもいいのではないのでしょうか。いただかない方がかえって頑なな印象を当事者に

与えたり、常識知らずと思われるような振る舞いとされることにならないでしようか。」といわれたことがあります。一理ある意見だと思えます。しかし、私の場合は、お気遣いをいただきありがとうございますと申し上げますが、当事者から提供されたお茶をいただくことはないと思えます。いったんいただきものをしますと、どこまでが儀礼的でどこからが儀礼的でないのかの線引きが容易でないように思うからです。際限がなくなることを恐れます。その陪席裁判官は「ペットボトル程度はいいんじゃないでしょうか。ただ、裁判長がそうおっしゃるなら、ここでは飲みません」といわれました。私と陪席裁判官とどちらが正しい振る舞いでしょうか。皆さんはどう思われますか。

ある過疎地の村にある家屋内の検証に出かけたときのことです。その日は大雨でした。最寄りのJRの駅は無人駅、タクシーもありません。現場は最寄りの駅から徒歩20分ほどの所がありました。歩いて検証の現場に向かいましたが、ずぶ濡れになってしまいました。予定された検証を終了した後、にわかに当事者間で話し合いの機運が盛り上がり、その場で裁判所も入っているらしくと交渉した結果、被告が原告に対し一定の金員を支払うことで、事件が解決しました。そこで、帰途につくことにしたのですが、相変わらず大雨が降っている状況でした。そのとき、当事者双方が口をそろえて「外は大雨です。歩いてJRの駅に向かうとずぶ濡れになります。ここではタクシーは呼べません。私どもの空いている車で最寄り駅までお送りします。事件は全員が納得して無事に解決しましたので問題はないと思えます。」といわれるのです。皆さんが裁判官だとするとどうされますか。私は、当事者から示していただいた善意には心から感謝いたしますが、事件が終わろうと、当事者双方が勧めてくれようと、決して当事者の車に乗ることはありません。裁判官の職分はそういうものなのです。

### 3 公平・中立

公平・中立というのは、裁判である以上当然のことです。裁判官が第三者として紛争を裁定するからには、公平・中立の立場で行うことは当然のこと

だからです。そして、公平・中立というのは、中身が公平・中立というだけでは十分ではありません。外観も大切です。公平・中立らしく見えて初めて公平・中立といえるのです。もちろん、外観は公平・中立らしく見えるが、中身が伴わないというのは論外です。当事者は、その裁判が信頼できるものであるかどうかということを、内容のみならず外観も含めて判定していると思います。だから、公平・中立らしく見えるという外観はとても大切なものです。

レジュメ第3の3に「公平・中立」に関連する幾つかの法諺を掲げておきました。洋の東西を問わず、判断者、裁判のあるべき姿ということについては共通した考えが述べられており、特に「公平・中立」について述べるものが多いようです。

まずは、穂積陳重先生の『法窓夜話』から引用させていただきました。「自分の訴訟に裁判官たること勿<sup>なか</sup>れ」や「一方を聞いて、双方を裁判するな」とかという法諺ですね。この意味はあえて説明するまでもありませんね。

二つ目は、三宅正太郎判事の『裁判の書』です。レジュメ末尾の参考文献2のところを見てください。2019年にJLF選書（日本評論社）として復刻版が出版されています。その巻末に田中康郎さんの詳細な、しかも大変わかりやすい解題が付されており、読まれる場合は本文と併せてご覧になることをお勧めします。

本書からは「意識下の私を抑える心が、古今を通じての裁判の極意であって、あらゆる裁判の道はこの点に帰する」という一文を引用させていただきました。実務を担当しますと、私心を抑えることの難しさを思います。在官中、心しなければならぬことと思っておりました。

レジュメにそって、次に穂積先生の『法窓夜話』から、39番の「板倉の茶臼、大岡の鑪<sup>けぬき</sup>」を引用させていただきました。これはとても有名な話です。概略を読んでみます。「白洲<sup>しらす</sup>に臨める縁先の障子は締め切られて、障子の内に所司代の席を設け、座右には茶臼<sup>ちやうす</sup>が据えてある。重宗はまず西方を拝して後その

座に着き、茶を碾きながら障子越しに訟を聴くのであった」。ある人が、なぜこのようなことをするのかと聞いたところ「重宗答えて、『凡裁判には、寸毫の私をも挟んではならぬ。西方を拝するのは、愛宕の神を驚かし奉って、私心萌さば立所に神罰を受けんことを誓うのである。また心静かなるときは手平かに、心噪げば手元狂う。訴えを聴きつつ茶を碾くのは、粉の精粗によって心の動静を見、判断の確否を知るためである。なおまた人の容貌は一様ならず、美醜の岐るるところ愛憎起り、愛憎の在るところ偏頗生ずるは、免れ難き人情である。障子を閉じて関係人の顔を見ないのは、この故に外ならぬ』と対えた」。

これは、名裁判官の誉れの高い江戸時代の京都所司代、板倉重宗の話です。所司代から訴えてきた人が見えないうちにわざと明かり障子の内に所司代の席を設け、座右に茶臼が据えてある。そして茶臼をひくのです。心が落ち着いてなかったら上手にひけないところから、それを見て自分を客観化できるというのです。自分の裁判に対して、誠に真摯に取り組んでおられる姿が目には浮かびます。

さて、この京都所司代の話は、意識して当事者の姿を見ないで裁判するということですね。外部の些末な情報から自分を遮断して、ただただ訴えだけを聞いて判断をしなければならない。人間というのは、外部の情報によってどうしても私心が入るので、それを極力排除しなければならないと言われるのでしょうか。そうすると、三宅判事の『裁判の精神』に書いてあったことと同じことをおっしゃっておられるように思います。

同じことは、西洋でも指摘されています。レジュメに「正義の女神(テミス)の像(その1)」と記載しておきました。歴史的にテミスの像は目隠しをしている像と目を見開いている像の二種類が作成されてきました。目隠しをしている像については、見えないのではなく、意識して見ないのだとされています。さきほどの京都所司代、板倉重宗の話と同一の趣旨のものと見ることができます。このテミス像の話も前掲の拙稿でも触れたところですが、その際、

私は、裁判官の立場で考えると、見えないままで判断するのは不自然すぎるのではないか。見えないほうがよい裁判ができるという考え方は理解できませんが、果たしてそのような形でした裁判を当事者は心の底から納得するだろうかとも考えてしまうのです。

ところで、前掲拙稿では最高裁判所の大ホールに設置されている圓鍔勝三氏の作品「正義」の像に触れて、この像が目をつぶっていることを前提とした説明をしていました。ある文献にもそのような記載があり、私自身も「正義」の像を下から見上げると目をつぶっているように見えたことから、そのように説明をしていたのですが、今回ここでお話をするに当たって、知り合いを通じて改めて最高裁判所に設置している「正義」像の目の状況について確認してもらったところ、「目は開いています」というお答えをいただきました。今度折あれば自分でも再度確かめてみたいと思っていますが、その方によると、「薄目みたいに開いています。半眼より開いているような気がします。」ということでした。そうだとすると、私が先ほど述べたことと同様に目で見て判断するという像だということになります。

#### 4 独立

レジュメ第3の4の記載は中村治朗元最高裁判所判事がいわれた言葉です。裁判官が心すべきことが率直に示されており、身が引き締まる思いがします。この言葉の内容に入る前に、まず「独立」の一般的な意味を説明します。

裁判の独立とは、裁判は当該事件の担当裁判官が誰に付度することなく、自らの信じることだけに従って判断することを意味しています。何年か前に、当時すでに経験35年を超えた裁判官が私にくださった年賀状に「昨年、大学卒業40周年記念の大会に参加した際、若い時期に転職した、職を替わった人から、こう言われた。上司が『正論を言うな』と、その人を叱責した。それで、私は、この会社にはいられないと思ったという話を、その大学卒業40周年記念の大会の際に聞きました。これまで証拠で認められる事実法を当てはめて結論を決め、判決をするという仕事を自分は続けてきた。時には上級審で

それが覆されることもあった。しかし、考えたとおり裁判することに、どこからも制肘を加えられたことはない。そのような仕事をさせてもらってきたことは恵まれたことだと思いました。」と書いてありました。私は、この年賀状を見て、誠に裁判官らしい気持ちがあらわれていると感激し、何遍も読み返しているのです。裁判官の独立というのは、今述べたようなことが含意されています。

ところで、裁判官の独立は、裁判官は間違っただけでも、原則として損害賠償を請求されることはないという、大変強力なバリアによって守られています。この点、有名な最高裁判決（最高裁昭和57年3月12日判決民集36巻3号329頁）があって、裁判というのは是正されるべき瑕疵があったとしても、つまり間違っていたとしても、それだけでは国家賠償法1条1項の違法があるものではない。裁判の違法を理由として国家賠償請求できるのは、その裁判官が違法、または不当の目的を持って裁判したなどの特別の事情を必要とするというものです。判断をした裁判官に違法または不当の目的をもって判断したなどということは通常は考えられませんから、つまるところ、裁判官は間違っただけでも民事上の責任を問われることはないということになります。

これが裁判の独立の意味、効果の一つです。裁判官の独立を認めるということは、裁判官に自由な判断をすることを認めるということです。自由な判断を認めるということは、自由な判断をした結果、仮にそれが間違っただけとして上級審において是正されたとしても、それを理由として責任を問われることはないということに行き着きます。

そうした上で、レジユメ第3の4の記載を見てください。まず、「裁判官の責任なるものは、その独立性の保障のために、これを他動的に追及する方法はなく」というのは、今説明したような意味だと思います。そして「もっぱら自己問責と自己反省という自律的方法によってのみ保持されるものであって、その意味で、高度にモラルリッシュなもの」で、「このような自己問責以外

に責任を追及されることのない権力的地位ほどおそろしいものはない」というのです。そして、「このおそろしさを感じなくなったとき、その人はもはや裁判官としての適格を失ったものとも言えるのではないか」としておられます。裁判の独立の本質的な点を見事に喝破しておられると思います。結局、裁判官は、自己問責と自己反省という自律的な方法によってのみ倫理を保持しなければならない職分というほかありません。本日裁判官の職分について「恐ろしい」という言葉を使うのは、これで二回目になりますね。私は、つくづく「恐ろしい」仕事をしてきたものだと思います。

民事裁判官は、訴状、答弁書、いくつかの準備書面や関連書証（証拠）を読み込み、当事者と議論をする中で、その事件の争点と証拠の整理をします。その後集中証拠調べをするわけですが、実務では、争点と証拠を整理する中で、仮定的にですが多くの事件で一定の結論を予想することになり（「仮定的心証」を形成するといいます。）、集中証拠調べを通じてその仮定的心証の当否を検証することになるという審理方法がとられます。そこで、ここから先が大切な点ですが、一度仮定的にせよ原告あるいは被告が勝ちそうだとの見込みがつくと、つまり仮定的心証が形成されると、人間というのは、なかなかその考えを改められないおそれがあるのです。裁判官としてこの点は例外ではないでしょう。だから、私が民事裁判の審理において常にそうありたいと念じていたことは、自分が一旦仮定的心証を形成すると、その瞬間に、間違える可能性が出てくるということを肝に銘じて、その仮定的心証が間違っているかもしれないとの視点を忘れることなく、これをよく検証するとの思いを持ちながら審理しなければならないということです。

#### 第4 適正・迅速に判断するために必要な事柄

それでは、ここからは具体的に、適正・迅速に判断するために必要な事柄は何かということをお話します。時間の関係もあって余り細かい話はできないかと思いますが、総論と各論に分けて整理してみます。

## 1 総論

### (1) 基本的な法的素養

「基本的な法的素養」と次項の「法曹として必要な専門的・実務的技量」とを、一応分けて考えてみます。法律家の仕事をするのですから、判断を示す前提として当然基本的な法的素養が必要です。これは法的三段論法など基本的な思考方法を理解しているとか、民法の何条に何が書いてあるとか、商法の何条はどのような規定かなど法解釈の基本的、一般的な知識・能力を有していることです。これが不十分だとそもそも法律家の職分を果たすことはできないことは自明でしょう。この点は、まず法学部において勉強することですし、法科大学院でも法学部の学修を前提としてさらに知識の範囲を広げ、積み重ねていくものです。しかし、ここで強調したいのは次の(2)の方です。

### (2) 法曹として必要な専門的・実務的技量(技術力)

(2)は、法曹として必要な専門的・実務的技量として、「技術力」という言葉を使ってみました。これは私が勝手につけた仮のネーミングですが、医者仕事を想像してみてください。医者は、学生時代に座学で医学知識を勉強し、実習も少しは経験するのでしょうか。そのような学修をし、国家試験を受けて医者の有資格者になっていくものだと思います。しかし、医者の職分は単に医学的知識を持っているだけでは果たせるものでないことは、直感的にそうだと分かりますよね。しっかりした臨床の技法・経験が必要です。しかも、臨床の技法を獲得するために、恐らく相当な期間にわたって良質の経験を重ねる、たゆみなく努力する必要があると思います。患者のお腹を触診して一定の診断をするというような作業ができるようになるには相応の修練が必要だと思います。

法律家の職分は、それと全く同じです。もちろん(1)で説明した法律知識がないと務まりません。しかし、それだけでできる仕事ではなく、さらに今述べたような意味での「技術力」が必要です。

### (3) 判断する力

以上のことを前提として、裁判官として「判断する力」というのはどのようなものでしょうか。それは結局、事件ごとに妥当なあるいは正しい判断を的確に示せる力です。

まず、法律を適用して判断するという作業の特徴を考えてみますと、これはかなり難しい仕事でして、法律の解釈とか、事実認定とか、最終的な判断内容とか、いずれも単なる法技術があるというだけでは結論を導くことはできません。三段論法で機械的、自動的に結論が出せるものではないのです。法解釈は、常に判断者の規範的な評価が前提になっており、例えば、法学部の学生が最初に学ぶ、刑法199条の殺人の構成要件における殺人の客体である「人」とは何かという解釈上の議論があります。「人」という概念は、一見一義的に明確なように見えるけれども、実はそうじゃないと、受胎から胎児の胎が母体の外に出て独立して呼吸を始めるまでの連続的な過程の中でどの時点から殺人罪の客体である「人」といえるのか、同様にいつの時点から「人」ではなくなったといえるのかについては、殺人罪の保護法益や刑法の論理的な体系等を考慮し、規範的な評価を加えて、意義づけを与えていくという作業が必要です。また、事実を認定する作業についてみると、提出された証拠によれば簡単に事実認定ができそうに思えますが、実際には、裁判所に提出される証拠は虚実織り交ぜたものであることが多いため、まず、裁判で事実認定に使うことが可能となる信用できる証拠かどうかを判定しなければなりません。しかも、民事裁判の場合は弁論主義という大原則があって、当事者が提出する証拠しか使えないなどという制約もあります。

さらに、判断対象自体が常に困難なものを包含しています。ハードケースと言われるタイプの事件、例えば価値観が鋭く対立している案件が一定数あります。このような案件はおよそ形式的な法適用で済ますことはできません。また、社会の変化に伴い、従前の解釈を踏襲しただけでは紛争解決ができない案件では、裁判所がルールメイクするようなことも考えられないではありません。司法拒絶の禁止の原則とあって、裁判所は必ず判断を示す義務があ

るからです。結局のところ、裁判官は、絶えず変化し、進歩する社会、政治、経済、文化の事象に関心を持ち、これに対応した、質の高い裁判を実現する責任を負っており、そのためには、後述するとおり日々勉強、それも広く社会と人間に関する勉強が欠かせないことになるのです。裁判官自身が、バランスのとれた良識を育ててゆくことが非常に重要であると考えざるを得ません。

#### (4) 訴訟をリードする統率力（手続運営能力）

裁判官を念頭におくと、「訴訟をリードする統率力」というのは手続を運営する力量と言い換えることができます。裁判官は、訴訟の主宰者として個別の訴訟事件を適切に運営する力が必要です。この点、訴訟を進行させることは訴訟法規に従って順番に進めていけば、誰にでも自然にできるのではないかと思われるかもしれませんが、実際にはそのようなことはありません。確かに訴訟は、法規に従っておれば一定の状態に進んでいくようには見えますが、訴訟進行を主宰するというのは最終的な判断を示すために行うものですから当事者のなすがままに自然に放置しておくことで足りるものではなく、原告や被告などの訴訟当事者を一定の方向に意識して導かなければならないものです。ところが、訴訟開始時点では原告と被告はお互いに逆の方向を向いているのが普通です。比喩的に言うと、裁判官は紛争解決に向けて当事者を同じ方向に向くようにリードすることが求められているのです。訴訟の主宰者として個別の訴訟事件を運営する力量として想定している力はそのようなものです。

また、裁判事務を運営する場合、裁判所書記官との協働が必要です。裁判所書記官は極めて能力の高い訴訟手続に関する専門家の集団で、訴訟手続全般を取り仕切る権限と能力を持ち合わせた官職です。裁判官には、裁判所書記官を含む裁判事務に関わる裁判所内の組織をまとめる力も要求されます。とりわけ大型事件を担当したときには、当事者を一定の方向に向けてリードすることに加え、部内の裁判官、書記官、事務官などの構成員の心を一つにして、事案を解決に導くために邁進することになります。これらの全体が訴

訟をリードする統率力と考えられるものです。だから、裁判官は人をリードする、より人間的な力が必要となる職分ということになります。

## (5) 紛争解決に対する熱意

紛争というのはそれ自体がエネルギーのかたまりです。そして、これまで説明してきたとおり、訴訟事件は、法の規定に従って自動的に推移し、自然に判決ができあがるというようなものではありません。紛争解決を担当する裁判官はこの紛争のエネルギーに勝るとも劣らない紛争解決に対する熱意が必要不可欠です。先に引用した三宅判事の『裁判の書』の中に次のような一節あります。「裁判の中心は裁判官その人である。裁判は裁判官その人を顕現するものであるから、よき裁判に於ては、裁判官の精神が法廷の隅々隅々にまで行き渡るべきである。即ち法廷の空気が裁判官の気持で充ち満ちていなければならない。もし裁判官の<sup>きほく</sup>気魄に足りないところがあるか、その気持に不純なところがあると、それは直に法廷の空気を混濁にする。」(参考文献2, 29頁以下)、といわれることが参考になります。

## 2 各論

### (1) バランス感覚

レジュメ第4の2 (1) 「バランス感覚」について考えてみます。

裁判の内容、すなわち証拠の評価、事実認定、法律判断のみならず、訴訟の進行方法や速度などの裁判過程でもバランスがとれていることが大切です。バランス感覚は、裁判の手續や内容全般にわたって必要とされるものですから、裁判官は広い視野に立って、均衡のとれた総合的な判断能力を備えていることがとても大切です。

レジュメ第4の2 (1) に「正義の女神(テミス)の像(その2)」と記載しました。ここで先ほどの目隠しの話に続き、もう一度、「正義の女神(テミス)の像」に登場してもらいましょう。

テミス像は必ず片方の手に「てんびん」を持っています。この「てんびん」はものごとのバランスを示しています。古今のあらゆる場所に設置されたテ

ミス像は必ず「てんびん」を携えています。このことが、法の実現にバランスをとることが普遍的であることを示していると思います。

こういうバランスは、簡単に取れそうに見えるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。なぜかという、もう少し時代を遡ってみれば、比較的日本人の価値観というのは均質でしたから、バランスのとれた正解らしいものが意外に簡単に導き出せたかもしれません。しかし今の時代はどうでしょうか。価値観がものすごく多様化・多元化して、しかもその変化のスピードがものすごく速いのです。昨日までは正しかったことが、今日になると、正しくない、妥当でないということはいくらでもあります。正しいものがわからない、はっきりと見えない、そういう時代です。さらにいうと多数の方が信奉する意見、こうあるべきだという見解が法に<sup>かな</sup>適った結論ではないこともあります。

それともうひとつ、「てんびん」の話をするときに私がいつも思うのは、「てんびん」はゆらゆらと揺れながら収れんしていくものですね。静的に釣り合いがとれていることだけではなく、ゆらゆら揺れながら収れんしていく動的な過程そのものが、裁判官がある紛争について一定の結論にたどり着く思考過程に似ているのです。裁判官は、決めなければならない職分です。必ず一定の期間内に結論を出さなければなりません。結論は一刀両断に出されたように見える場合であっても、その結論に至る思考過程では様々な価値観を受け入れながら思考を深め、常にバランスをとるということを忘れないようにして考えています。法律家の仕事は、裁判官のみならず、検察官であろうが、弁護士であろうが、あまねくそういう仕事ではないかと思えます。

## (2) 広い視野で物事を見ること

次の「広い視野で物事を見ること」ということについては、レジュメにいくつか指摘しておきました。まず、「担板漢となるなかれ」について見てみます。「担板漢」とは板を担いだ男です。板を担ぎますと、視野が狭くなりますでしょう。物事の一面だけを見て、大局を見ない人の例えだそうです。その

次の「・」には「時代の要請に即した判断、価値観の変化に敏感になる」と書いてありますが、法律家というのは結局、今ある事件を扱っているので、現在に通じる感性が必要で、しかも時間が絶え間なく進行するから、進行するに従って、その時々感性を身につけ続けることが必要だということになります。さらにその次の「・」ですが、結局、判断する職分に必要なことは、抽象的に言うと、社会の今を知ること、それから、社会の今を知って将来を見通すような何事かを持っていないとだめなんじゃないでしょうか。だから、社会の方向性を自分なりにどう見ているかということが大切で、それが価値観が鋭く対立する事案においてより深みのある判断を導き出すことに繋がるのではないかと思います。

### (3) 柔軟性・柔らかな心

引き続きレジュメでは、「柔軟性・柔らかな心」と記載しております。訴訟を運営する立場になると様々な当事者の利害関係を調整する役割を担うことになります。その際重要なことは決めつけないことだと思います。柔軟性、柔らかな心が必要です。

### (4) 聞く力と伝える力、共感力、<sup>いぎな</sup>誘う力

次に「聞く力と伝える力、共感力、誘う力」としました。裁判の仕事をしていると、結局、人の言うことを、自分なりにきちんと聞けないといけません。この聞くという仕事は、単に物理的に耳へ音を入れるという作業ではありません。これも川口先生の言葉をお借りしますと、「文脈を読む力」ということになろうかと思います。通常、法律家の目の前に現れるのは、法律的な観点から見た場合は、意味のある事実もありますが、意味のない事実も混在しているのです。そこで、法律家が何をすべきかですが、雑多な事実の中から、その人の言いたいことを読み取って、それを論理的・法律的に構成するという作業をすることになります。

「伝える力」というのは、単に自分の考えていることを伝えるだけではなく、説得するということを含んだ言葉です。また、「共感する力」について触れま

すと、この共感は、裁判官が共感するというときは、当事者双方に共感しなければなりません。これは存外に難しい作業です。「誘う力」も必要です。ある時点で、訴訟当事者を一定の方向に誘うことができないとよい裁判はできません。

#### (5) 気力・情熱

「気力・情熱」は紛争解決をする意欲です。これがなければ紛争の解決はできないでしょう。

#### (6) 協働する力

最後に「協働する力」について説明します。裁判というのは当事者との協働が必要です。裁判所書記官との協働も当然必要です。大型事件などの審理をする場合には法廷警備を含め様々な事項について裁判所事務組織との協働が必要な場合もあります。いろいろな人の力を借りないと裁判はできないのです。

すでに予定の時間を超過していますので、最後のまとめとして、法曹を志す若い方にお伝えしておきたいと思っていることをいくつかお話しします。

### おわりに—法曹を志す皆さんに伝えておきたいこと

#### 1 国民から期待される法曹の役割

ここでお伝えしたいことは次のとおりです。日本の法曹養成制度では、司法試験に合格した後、公務員である裁判官、検察官になる人だけではなく、弁護士になる人をも一緒に養成する仕組みとなっています。このように法曹を統一して養成する仕組みは大変意義深いと考えます。そして、さらに考えていただきたいのは、自由業である弁護士となる人に対しても国費がつか込まれている点です。こういう制度はほかには見当たらないのではないのでしょうか。法曹の仕事に就く方々に対しては、その意味をよくかみしめて欲しいと思います。法曹は国民から大きな役割を期待されています。それは、物事を公正・公平に判断すること及びその判断のプロセスの透明性を確保して欲

しいということではないでしょうか。法曹を志す人は、そういう職分に就くのだということを意識し、立派にその職責を果たして欲しいと思うのです。

## 2 専門家としての矜持

法曹は、そのような価値がある仕事をさせていただいているということが誇りです。だから、その職分を一生懸命務めるのです。裁判官であれ、検察官であれ、弁護士であれ、専門家としての矜持が必要です。その上で、ここでもう一度述べておきたいのは、恐ろしい仕事を担っているという意識を常に持つことがとても大切です。お互いに、人間的に謙虚でないといけなと思います。

## 3 筋を通す、名を惜しむ

法曹三者の職分は、仕事を始めたそのときから、自分の名前でやらせてもらえる仕事です。これもまた社会的にはあまり類例がないのではないのでしょうか。自分の名前でする職分だからこそ、筋を通す、名を惜しむことが必要だと思うのです。

## 4 不断の修練

レジュメには「常に常識を更新する」と書いておきました。今の時代は余りにも時間の流れが早過ぎます。自分の持っている、培ってきた常識を、意識して更新していかないと、つまり勉強をしないと法律家の仕事は務まらないということです。私の在官中もそのように感じていました、これからは、ますます不断の修練が求められると思います。

最後、本当に急ぎ足となってしまいました。言葉足らずの点多くあったことと思います。ご清聴いただきありがとうございます。ありがとうございました。

## 【レジュメ】

はじめに (自己紹介など)

### 第1 司法制度改革と法曹養成制度

#### 1 司法制度改革と3本の柱

※ 制度的基盤の整備, 国民の司法参加, 人的基盤の拡充

#### 2 人的基盤の拡充

「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。本意見で述べるような、新たな時代に対応するための司法制度の抜本的改革を実りある形で実現する上でも、それを実際に担う人的基盤の整備を伴わなければ、新たな制度がその機能を十分に果たすことは到底望みえないところである。

まして、今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中での21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹(裁判官、検察官、弁護士)の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。

まず、質的側面については、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。

他方、量的側面については、我が国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参加者数においても、極めて少なく、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務であることは明らかである。」(司法制度改革審議会意見書「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方」)

#### 3 法曹養成制度の改革

点ではなくプロセスとしての法曹育成

- i 法科大学院
- ii 司法修習
- iii 現場のOJT

## 第2 法曹の職分の特質—裁判官を例にとって

### 1 裁判とは

裁判とは「法と証拠により認定できる事実に基づき、公正な手続きによって判断をする職務」

・裁判は、人の生命、財産、運命に直接関わる影響の大きなもの

### 2 法曹の仕事の対象は人と社会

それ自体複雑極まるもので、理解することが至難である上に、その中で生じた紛争を解決することが法曹の役割

→ 複雑で困難な判断と（当事者を）説得できる資質と能力

人間に対する深い理解と洞察力

### 3 裁定する仕事

(1) 裁定者としての倫理が必要不可欠

(2) 恐ろしい仕事

・「人間形成に最も危険な職業と言ひしを君等は解せりや否や」（鈴木忠一判事）

・「君たちは人間としての成長という点からすると最も危険な職業を選んだ。何が危険かという、裁判官は人のことを批判するのが仕事だが、人間は、人を批判することに慣れてしまうと、知らず知らずのうちに、批判される人よりも自分が偉いような気になってしまう。しかも、裁判というものは、仮に間違った裁判をしたとしても、当事者の半分、つまり勝った方は必ず褒めてくれる。そうすると、人間はついいい気になってしまう。これは若い人間にとっては特に危ないことだ。人間はどんなに注意をして

いてもそういう危険を免れることはできるものではないけれども、自分でそう思っていて、いつも注意していないと大変危険だから、裁判官というのは人間形成の上からすると実に怖い仕事だということを常に肝に銘じて置くことが必要だ。」(鈴木忠一判事の新任判事補に対する訓示)

### 第3 判断者としての基本的な姿勢

#### ・参考文献

小久保孝雄『裁判の実際～裁判官が大切にしていることを中心に～』(講演録) 広島法科大学院論集14号(2018年3月)195頁

・裁判官は、最終的な判断者であり、その判断は公権力によって実現される。したがって、裁判官には、他の法曹にも増して、厳格な中立性、公平性が要求され、高度な独立性、廉潔性、品位の保持が求められる。

#### 1 <sup>こころざし</sup> 志

・公正で正しい裁判を実践するという強い意思

#### 2 廉潔

#### 3 公平・中立

・西洋の法諺(穂積陳重『法窓夜話』353頁以下、とりわけ358, 359頁) 自分の訴訟に裁判官たること<sup>なか</sup>勿れ。

一方を聞いて、双方を裁判するな。

裁判官は左右同じ耳を持たねばならぬ。

善い裁判は善い審問による。

・三宅正太郎(「裁判の精神」(『裁判の書』4頁以下、とりわけ7頁))

「意識下の私を抑える心が、古今を通じての裁判の極意であって、あらゆる裁判の道はこの点に帰する」

・穂積陳重(「39 板倉の茶臼、大岡の鑪」(前掲『法窓夜話』119頁))

「<sup>しらす</sup>白洲に臨める縁先の障子は締切られて、障子の内に所司代の席を設け、<sup>ちやうす</sup>座右には茶臼が据えてある。重宗は先ず西方を拝して後その座に着き、茶

を碾きながら障子越しに訟を聴くのであった。或人怪しんでその故を問うた。重宗答えて、『凡裁判には、寸毫の私をも挟んではならぬ。西方を拝するの、愛宕の神を驚かし奉って、私心萌さば立所に神罰を受けんことを誓うのである。また心静かなるときは手平かに、心噪げば手元狂う。訴えを聴きつつ茶を碾くのは、粉の精粗によって心の動静を見、判断の確否を知るためである。なおまた人の容貌は一様ならず、美醜の岐るところ愛憎起り、愛憎の在るところ偏頗生ずるは、免れ難き人情である。障子を閉じて関係人の顔を見ないのは、この故に外ならぬ』と対えたということである。』

・正義の女神（テミス）の像（その1）

#### 4 独立

「裁判官の責任なるものは、その独立性の保障のために、これを他動的に追及する方法はなく、もっぱら自己問責と自己反省という自律的方法によってのみ保持されるものであって、その意味で、高度にモラルリッシュなものなのである」とし、さらに「このような自己問責以外に責任を追及されることのない権力的地位ほどおそろしいものはない。このおそろしさを感じなくなったとき、その人はもはや裁判官としての適格を失ったものとも言えるのではないか」（中村治朗元最高裁判事）

### 第4 適正・迅速に判断するために必要な事柄

#### 1 総論

- (1) 基本的な法的素養
- (2) 法曹として必要な専門的・実務的技量（技術力）
- (3) 判断する力

・実務家として判断する（結論を導き出す）力

（法的な知識・素養を前提として）事件ごとに妥当な判断を示せる力

※ 法律を適用して判断するという作業の特徴

(4) 訴訟をリードする統率力(手続運営能力)

訴訟の主宰者として個別の訴訟事件を運営する力

裁判を支える事務組織を運営する力

⇒人をリードする力, 人間的な力

(5) 紛争解決に対する熱意

2 各論

(1) バランス感覚

- ・正義の女神(テミス)の像(その2)
- ・バランス感覚は, 裁判の内容と過程の全般にわたって必要とされる

(2) 広い視野で物事を見ること

- ・担板漢となるなかれ
  - ・時代の要請に即した判断, 価値観の変化に敏感になる
- 法曹は現在の事件を扱うから, 現在に通じる感性を持っていなければならない。時間は絶え間なく進行するから, 現在の感性を身につけ続けることが必要

- ・社会の今を知ること, さらに将来を見通す知恵(先端の知見, 社会の方向性: 例えば縮小社会の在り方など)

(3) 柔軟性・柔らかな心

(4) 聞く力と伝える力, 共感力, 誘う力

(5) 気力・情熱

(6) 協働する力

おわりに—法曹を志す皆さんに伝えておきたいこと

- 1 国民から期待される法曹の役割
- 2 専門家としての矜持
- 3 筋を通す, 名を惜しむ
- 4 不断の修練

- ・常に常識を更新する。

### 【参考文献】

- 1 穂積陳重『法窓夜話』(岩波書店, 1980年)
- 2 三宅正太郎『裁判の書』JLF選書(日本評論社, 2019年(底本は1942年))
- 3 菊池信男『法曹の在り方を考える』司法研修所論集2000-I(第104号)
- 4 川口富男『裁判の心 調停のこころ』(法曹会, 平成28年)
- 5 日本法律家協会編『法曹倫理』(商事法務, 2015年)
- 6 加藤新太郎編『ゼミナール裁判官論』(第一法規, 平成16年)
- 7 小久保孝雄『裁判の実際～裁判官が大切にしていることを中心に～』(講演録)広島法科大学院論集14号(2018年3月)
- 8 小久保孝雄『司法の役割を考える-民事裁判官の職務を例にとって-』(講演録)広島法科大学院論集14号(2018年3月)